

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第4回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年9月24日（金） 午前9時30分～午前10時18分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春(欠席)	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第4回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、9番永吉委員、1番村山委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号について御説明致します。本案件は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号で定められた用途区分について、同法第13条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会への意見聴取を市長部局である農林課農政係より求められたものです。</p> <p>議案第1号の議案書2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番について御説明致します。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇さん、申請地は〇〇字〇〇番と〇〇番で、地目は田、面積は合わせて786㎡となっております。</p> <p>生産牛を飼養するため、農業用施設の牛舎の新設を行いたいとのことです。</p> <p>申請地は市役所から北へ約5.3kmに位置し、市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定されております。</p> <p>代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>なお、農地転用に関する申請につきまして、農用地区域内農地の転用は原則不許可となっておりますが、農振法上の用途区分変更がなされれば不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、例外的に許可することができますことを加味した上でご審議の程お願い致します。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
6番委員	<p>議案第1号農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について報告いたします。</p> <p>9月15日、私と池田委員と事務局2名で現地調査を行いました。</p>

	申請地は、東が田、西が道路、南が田、北が道路に囲まれています。申請は、牛舎を建設したいということです。被害防除につきましては、雨水排水は、水路放流で土地改良区に許可を得ているということです。汚水処理は、のこくず吸着をして堆肥として再利用するというので、近隣の農地には迷惑をかけないということでした。以上のことから申請地の用途区分変更については、近隣の農地に影響を及ぼすことはないと考えられるため、何ら問題はないと思います。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
5 番委員	この図の中で水色の線は何ですか。
事務局	水路になります。
5 番委員	水路ですか。水路と田んぼ一緒になっているがこれは何かするのですか。水路に汚水が流れないように。
6 番委員	雨水は水路に流すということでしたが、汚水については堆肥舎を建設しそこで処理するということでした。
5 番委員	了解しました。
議 長	外に何か意見はございませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。 次に議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について上程いたします。 この議案には受付番号 1 番に私が譲渡人となっている事案が含まれております。農業委員会法第 3 1 条の規定により議事に参加できませんので、受付番号 1 番の審査開始から終了まで私は退席いたします。 会長代理の永吉委員と議長を代わります。
会長代理	受付番号 1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は 4 ページになります。 合わせて別紙の申請地を示した地図 2 ページから御覧下さい。

	<p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで先月のあっせんで成立した土地で本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長代理	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2 番委員	1 番の譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇〇〇さんの案件は先月のあっせん成立による経営規模拡大の所有権移転ということで何ら問題ありません。
会長代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
会長代理	異議がございませんので、受付番号1番は、原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
会長代理	<p>受付番号1番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>会長の着席をお願いします。</p>
議 長	受付番号2番以降について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号2番以降を説明する前にただ今会長が退席した理由を改めて説明いたします。</p> <p>農業委員会法第31条に議事参与の制限という法律があり、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあります。</p> <p>よって、事案の審議中にはその事案に係る委員は退席することとなっています。</p> <p>続いて、受付番号2番を説明します。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで先月のあっせんで成立した土地で本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p>

	<p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで親子間の贈与によります所有権移転となります。</p> <p>4番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで知人間の贈与によります所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
10 番委員	<p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで先月のあっせんで成立した土地で本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転ということで何ら問題ありません。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで親子間の贈与によります所有権移転ということで何ら問題ありません。</p>
3 番委員	<p>4番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで本人同士の希望により経営規模拡大のため何ら問題ありません。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第2号受付番号2番から4番は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第2号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第3号農地法第5条許可申請について上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の申請は1件となります。</p> <p>議案第3号の議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住宅地区10ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番 申請人は、〇〇〇〇さん、申請地は、〇〇字〇〇番、面積は249㎡となっております。申請人は、市内で借家住まいですが、</p>

	手狭なため、申請地に一般住宅を建設する計画です。 以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
7 番委員	9月15日私と重吉委員と事務局2名で現地調査を行いました。 申請人は、〇〇〇〇さんですが、現在借家住まいで申請地に自己の住宅を新築するということでした。現場を確認したところ周囲は宅地ということで申請地の北は道路、西側南側東側は宅地という状況でした。汚水や生活排水につきましては合併浄化槽で処理し、被害防除計画についても計画どおり行っていくということで近隣への影響は無いことから何ら問題はありません。以上です。
議 長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	申請地は、市役所から北へ約460mに位置します。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、市内に居住する個人です。借家が手狭となったため、申請地に一般住宅を建設する計画です。代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと。資金面は自己資金で賄う計画です。被害防除の面では、現状のままで利用するとのこと。用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのこと。周囲は宅地と道路であり、影響が及ぶような農地はなく、問題はないと考えます。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第3号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第4号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>今月は、田10筆9,338㎡、畑26筆34,349㎡の合計36筆43,687㎡の利用権設定がありました。それでは、順番に説明いたします。</p> <p>1番は、新規契約で5年間の使用貸借です。</p> <p>2番、3番は、再契約で10年間の賃貸借です。</p> <p>4番は、再契約で5年間の賃貸借です。</p> <p>5番から8番は、新規契約で5年間の使用貸借です。</p> <p>9番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園 秀彦との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回出て参ります。</p> <p>まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。</p> <p>公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。</p> <p>9番から11番は、19年3ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>12番から17番は、10年間の使用貸借です。</p> <p>18番以降は9ページをご覧ください。</p> <p>18番は、10年間の使用貸借です。</p> <p>19番から22番は、10年間の賃貸借です。</p> <p>23番以降は、耕作者と公社との契約になります。</p> <p>23番から25番は、19年3ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>26番から32番は10年間の使用貸借です。</p> <p>33番、34番は、10年間の賃貸借です。</p> <p>35番以降は10ページをご覧ください。</p> <p>35番、36番は、10年間の賃貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2番委員	1番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは5年間の使用貸借で新規契約で経営規模拡大ということで問題ありません。
3番委員	<p>2番3番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは10年間の賃貸借の再契約ということで問題ありません。</p> <p>4番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは5年間の賃貸借の再契約ということで問題ありません。</p>
7番委員	5番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは5年間の使用貸借で

	<p>新規契約ということで問題ありません。借人の〇〇〇〇さんは畜産業をされており、牛舎の近くの圃場を借りるということでした。</p> <p>6番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは5年間の使用貸借で新規契約ということで問題ありません。</p> <p>7番、8番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんは5年間の使用貸借で新規契約ということで問題ありません。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第4号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、第4回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p>会 長 葛 迫 巧</p> <p>署名委員 永 吉 浩 幸</p> <p>署名委員 村 山 繁 稔</p>